第１回北区地域保健福祉計画策定委員会

【日時】令和8年7月16日（木）14時00分~
【会場】北とぴあ７階 第二研修室

次　　第

１　開　　会

２　委員委嘱、委員自己紹介　　…【資料１】

３　委員会の設置について　　…【資料２】

４　委員長・副委員長選任について

５　地域保健福祉を取り巻く現状について　　…【資料３】

６　北区地域保健福祉計画について　　…【資料４】

７　関連する計画及び関連事業について　　…【資料５】
（１）北区成年後見制度利用促進計画
（２）北区高齢者保健福祉計画
（３）北区認知症施策推進計画
（４）北区障害者計画（北区障害福祉計画・北区障害児福祉計画）
（５）北区介護保険事業計画
（６）北区ヘルシータウン２１
（７）北区子ども・子育て支援総合計画
（８）北区地域福祉活動計画

８　区民・団体アンケート調査の実施について　　…【資料６】

９　計画策定スケジュールについて　　…【資料７】

10　閉　　会

〈配布資料〉
【資料１】北区地域保健福祉計画策定委員会委員名簿
【資料２】東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱
【資料３】地域保健福祉を取り巻く現状
【資料４】次期北区地域保健福祉計画の策定方針について
【資料５】関連する計画及び関連事業について
【資料６-1】次期地域福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施について

【資料６-2】調査票案（区民アンケート）
【資料６-3】調査票案（団体アンケート）
【資料７】北区地域保健福祉計画策定スケジュール（案）
【当日配付】意見シート

（資料１）

北区地域保健福祉計画策定委員会　委員名簿

（敬称略）

区分	氏名	フリガナ	所属団体等
有識者	八木　裕子	ヤギ　ユウコ	東洋大学教授
	谷内　孝行	タニウチ　タカユキ	桜美林大学准教授
区内団体 団体代表	碓井　亘	ウスイ　ワタル	北区医師会会長
	鈴木　英也	スズキ　ヒデヤ	北歯科医師会副会長
	野口　修	ノグチ　オサム	北区薬剤師会会長
	下山　豊	シモヤマ　ユタカ	北区町会自治会連合会副会長
	佐藤　伸一	サトウ　シンイチ	北区民生委員児童委員協議会副会長
	渡邊　愛	ワタナベ　アイ	北区浮間高齢者あんしんセンター長
	井上　良子	イノウエ　ヨシコ	北区障害者基幹相談支援センター長（特定非営利活動法人ピアネット北理事長）
	下田　加代子	シモダ　カヨコ	北区障害者団体連合会代表理事
	三好　俊司	ミヨシ　シュンジ	北区青少年地区委員会副会長
	大久保　登志子	オオクボ　トシコ	北区保護司会会長
区民代表	厚田　雅代	アツダ　マサヨ	公募委員
	張原　正義	ハリハラ　マサヨシ	公募委員
社協	田名邉　要策	タナベ　ヨウサク	北区社会福祉協議会事務局長
行政	雲出　直子	クモデ　ナオコ	総務部長
	加藤　富男	カトウ　トミオ	地域振興部長
	筒井　久子	ツツイ　ヒサコ	福祉部長
	笠松　恒司	カサマツ　コウジ	健康部長
	髙木　俊茂	タカギ　トシシゲ	子ども未来部長

（資料２）

東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

７ 北 福 地 第 ２８４６号
令和８年３月３日区長決裁

（設置目的）

第１条　区民、区、民間事業者等の北区における保健・福祉に関する総合的な施策の指針となる北区地域保健福祉計画を策定するため、東京都北区地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）北区地域保健福祉計画の策定に関すること。
（２）前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表１のとおりとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和１０年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により選出する。
３　副委員長は、委員長が指名する。
４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の運営）

第６条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
４　委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
５　委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。
６　委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（幹事会）

第７条　委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２に掲げる職にある者をもって構成する。
３　幹事会に幹事長を置き、幹事長は地域福祉課長をもって充てる。
４　幹事長は必要があると認めるときは、幹事会に幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　幹事会に部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

別表１（第３条関係）

学識経験者	２名
区内関係団体構成員	１０名
公募区民	２名
北区社会福祉協議会事務局長	
総務部長	
地域振興部長	
福祉部長	
健康部長	
子ども未来部長	

別表２（第７条関係）

総務部多様性社会推進課長
地域振興部地域振興課長
福祉部地域福祉課長
福祉部生活福祉課長
福祉部北部地域保護担当課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部長寿支援課長
福祉部障害福祉課長
福祉部介護保険課長
福祉部障害者福祉センター所長
健康部健康政策課長
北区保健所生活衛生課長
北区保健所保健予防課長
子ども未来部子ども未来課長
子ども未来部保育課長
子ども家庭支援センター所長
出産・子育て支援担当課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部住宅課長
教育委員会事務局教育振興部教育政策課長
教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
教育委員会事務局教育振興部教育総合相談センター所長
北区社会福祉協議会事務局次長

（資料３）

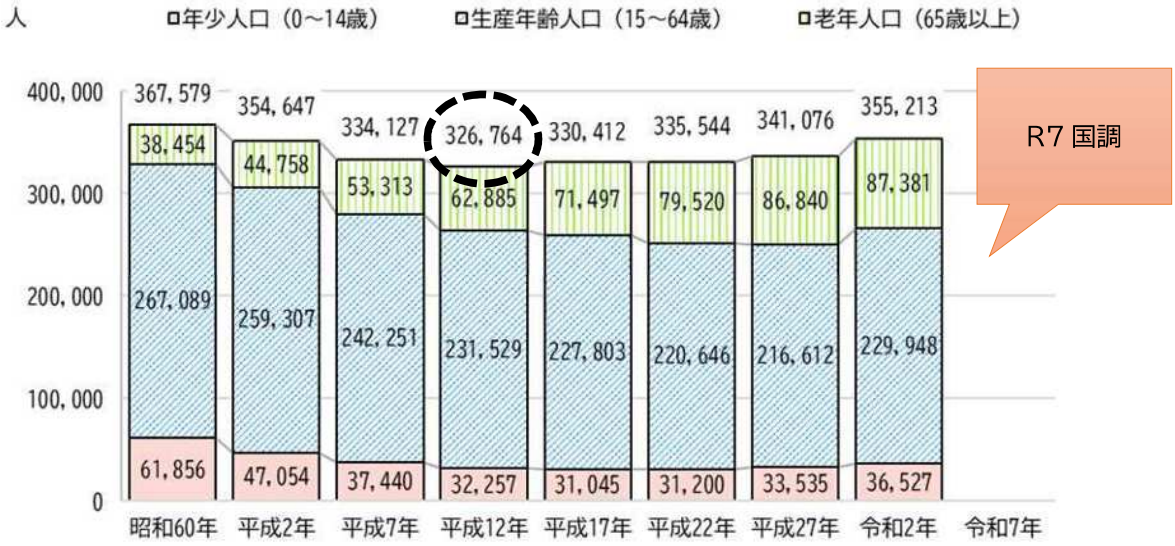
（地域保健福祉を取り巻く現状）



①人口の推移

- 北区の国勢調査人口は昭和 60 年から減少傾向にありましたが、平成 12 年を境に増加に転じ、現在も増加傾向が続いています。年齢別にみると年少人口（0～14 歳）は平成 22 年から、生産年齢人口（15～64 歳）は令和2年からそれぞれ増加に転じています。老年人口（65 歳以上）は昭和 60 年以降、増加傾向です。
- 年齢別人口構成割合をみると、年少人口割合（0～14 歳）と生産年齢人口割合（15～64 歳）は低下に歯止めがかかり、令和2年に若干上昇しています。老年人口割合（65 歳以上）はこれまで上昇していましたが、令和2年から低下に転じています。

▼国勢調査人口（上：人数、下：割合）



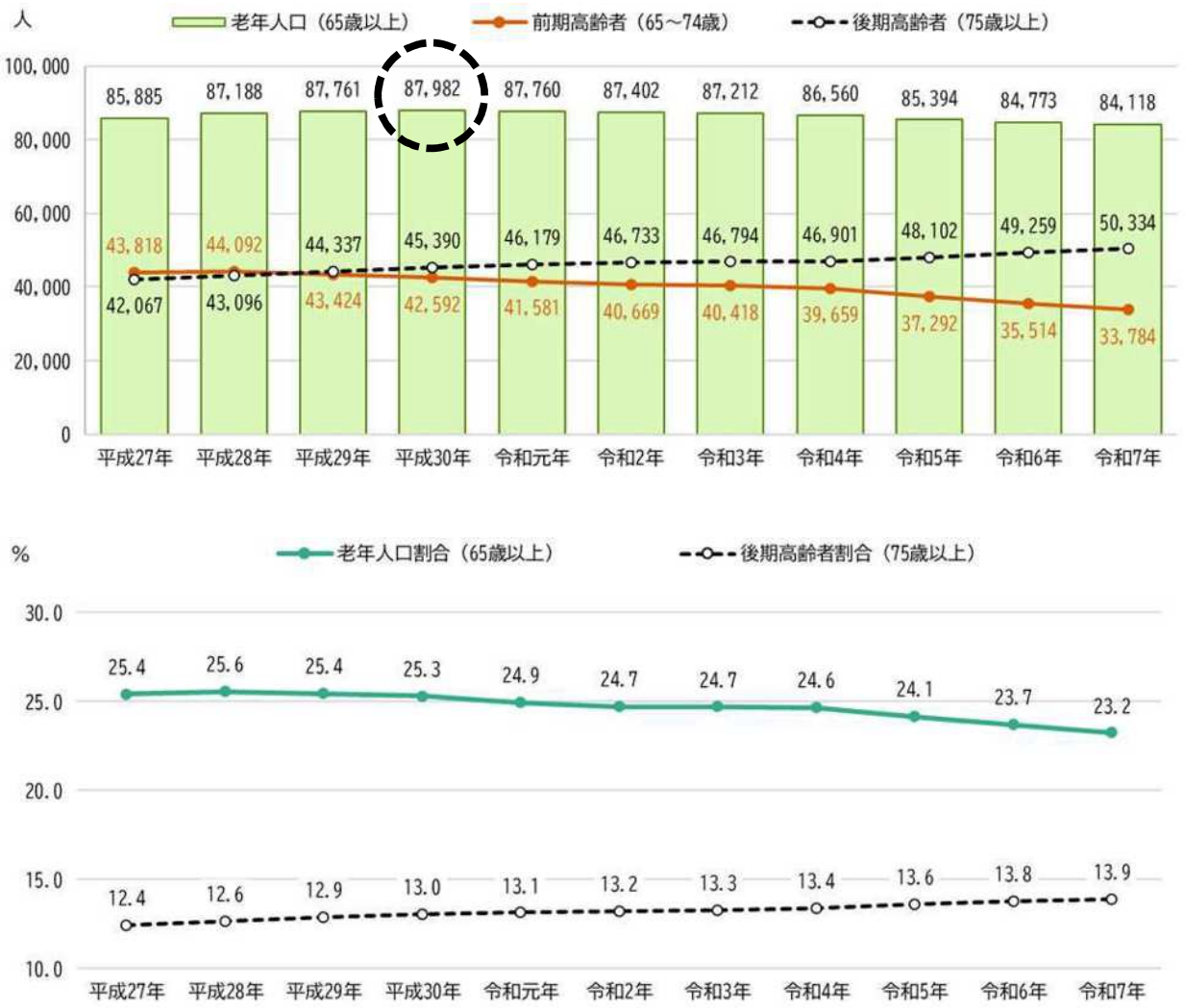
総数は「年齢不詳」（非表示）を含むため、3区分別人口合計と一致しない場合がある　　資料：国勢調査



総人口（年齢不詳は除く）に対する割合　　資料：国勢調査

- 住民基本台帳でみる 65 歳以上の高齢者人口は平成30年をピークに減少に転じ、現在までゆるやかな減少傾向が続いています。
- 65 歳以上の高齢者人口のうち、いわゆる“団塊世代“が75歳以上となったことから後期高齢者（75歳以上）は増加しています。一方で前期高齢者（65～74 歳）は平成29 年から年々減少しています。
- 65 歳以上の高齢者人口割合は平成28年の 25.6%がピークであり、近年は低下する傾向にあります。一方、上昇傾向が続く後期高齢者割合（75歳以上）は令和7年に 13.9%となり、区民のおよそ7人に1人となっています。

▼高齢者人口（上：人数、下：割合）



外国人人口を含む

資料：北区行政資料集（令和７年９月発行）（各年１月１日現在）

- 北区人口推計調査報告書（令和 3 年 10 月）によると、向こう10年間の将来人口はゆるやかに増加する見通しです。人口増加の要因は大規模マンションの建設や団地の建替え等による社会増（転入者数が転出者数を上回る状態）と、それに伴う出生数増加と考えられます。
- 年齢別にみると年少人口（0～14 歳）は若干の増加、生産年齢人口（15～64 歳）は横ばい、老年人口（65 歳以上）は若干減少する見通しです。
- 年齢別人口構成割合は、いずれの年齢もおおむね横ばいの見通しです。が見込まれますが、老年人口割合（65 歳以上）と後期高齢者割合（75歳以上）は若干低下する見通しです。

▼将来人口（上：人数、下：割合）





日本人と外国人を合わせた総人口により推計　　資料：北区人口推計調査報告書（令和 3 年 10 月）

- 住民基本台帳でみる外国人人口は、コロナ禍が影響した令和3年～令和4年を除き、増加傾向にあります。
- 特に令和5年から増加スピードが速くなり、令和7年は3万人を超えました。

▼外国人人口



資料：区オープンデータ「世帯と人口の増減表（平成 12 年以降）」（各年4月1日現在）

②世帯の推移

- 住民基本台帳でみる北区の世帯数は、平成27年以降、増加傾向が続いています。
- 1世帯当たり人員は低下傾向が続き、令和7年は 1.71 人／世帯となっています。

▼世帯数、1世帯あたり人員



1世帯あたり人員は住基人口÷世帯数　　資料：北区行政資料集（令和７年９月発行）（各年１月１日現在）

- 国勢調査による世帯種別の推移をみると特に単独世帯数の増加が顕著であり、その割合は令和2年に 52.2%となり、世帯数の半数を占めるようになりました。

▼世帯種別



資料：国勢調査

- 国勢調査による 18 歳未満親族のいる一般世帯数は平成27 年から増加に転じ、令和2年は27,553 世帯となりました。
- この中の6歳未満親族のいる一般世帯数も増加しており、令和2年は 13,020 世帯となりました。

▼子どものいる一般世帯数

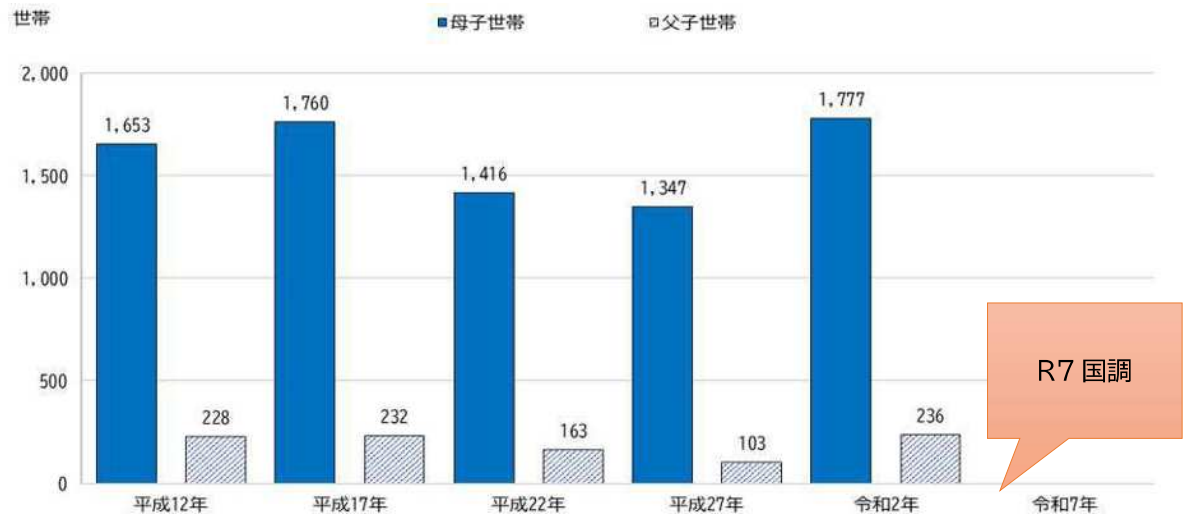


資料：国勢調査

※ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等。

- 国勢調査によるひとり親（母子・父子）世帯数は母子世帯が多く、9割前後を占めています。
- 母子世帯、父子世帯ともに平成 22 年から平成 27 年にかけて減少しましたが、令和2年からは再び増加しています。

▼ひとり親世帯数



資料：国勢調査

※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別または離別の女親または男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

- 住民基本台帳でみると、高齢者のみの世帯数は増加傾向でしたが、令和2年以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 高齢者のみの世帯の70%超を占める高齢者単身世帯数（一人暮らし）も近年は横ばいであり、高齢者のみの二人世帯数（高齢者夫婦等）と高齢者のみの三人以上世帯数は若干減少しています。

▼高齢者のみの世帯数



資料：住民基本台帳（各年 10 月1日現在）

③要介護者等にかかる推移

- 要介護･要支援認定者数(第1号･第2号被保険者)は増加傾向が続いています。
- 後期高齢者の増加に伴い、要介護･要支援認定率も上昇しています。

▼介護保険要介護･要支援認定者数、認定率



認定率は 65 歳以上人口に占める要介護･要支援者(第１号被保険者)の割合

資料:北区行政資料集(令和７年９月発行)「介護保険課(各年３月 31 日現在)」

- 平成 27 年と令和6年の要介護度別認定者割合はそれほど大きく変わっていません。その中で、在宅介護が中心となる要支援1～要介護2を合わせると 66.3%から 68.4%に若干増加しています。

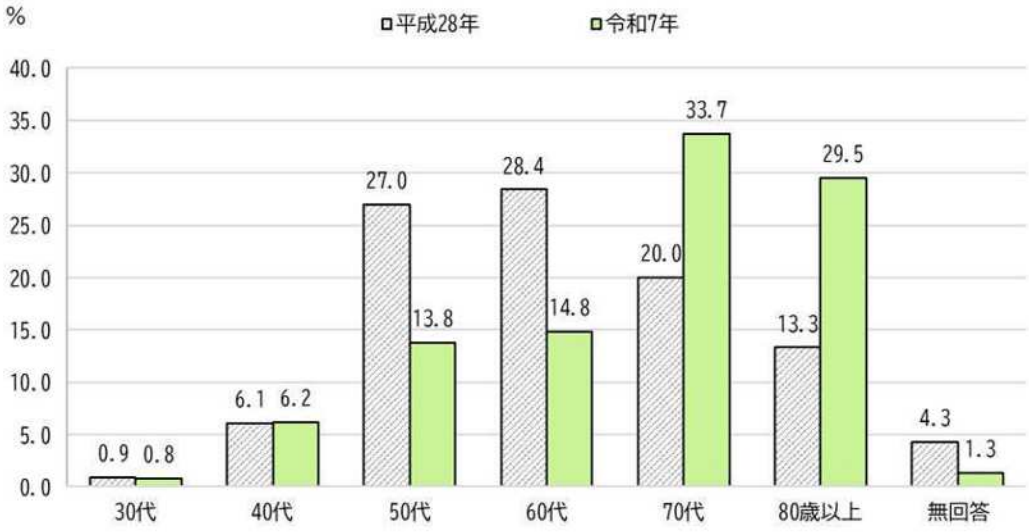
▼要介護度別認定者割合



資料:北区行政資料集(令和７年９月発行)「介護保険課(各年３月 31 日現在)」

- 主な介護者の年齢割合を平成28年と令和 7 年で比較すると、令和 7 年は 70 代と 80 歳以上の割合が大幅に増えており、老老介護のケースが増加していることがわかります。

▼主な介護者の年齢



資料：北区在宅介護実態調査

④障害者、難病にかかる推移

- 障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和7年は 19,015 人となっています。
- 障害者手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数が半数以上を占めているものの、所持者数は減少傾向にあります。
- 一方、平成27年から令和7年にかけて、知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は 700 人近く増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2倍以上増加しています。

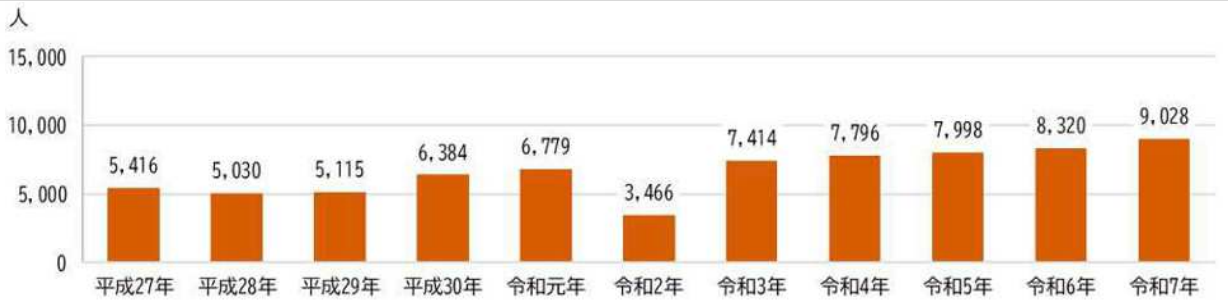
▼障害者手帳所持者数



資料：障害福祉課（各年度末現在）

- 自立支援医療（精神通院）申請件数は、コロナ禍が影響したと考えられる令和2年を除き、増加傾向にあります。

▼自立支援医療（精神通院）申請件数



資料：庁内調べ（各年度末現在）

- 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移をみると、新たに認定された疾病も含め、全体として若干の増加傾向にあります。

▼難病患者（特殊疾病認定患者）

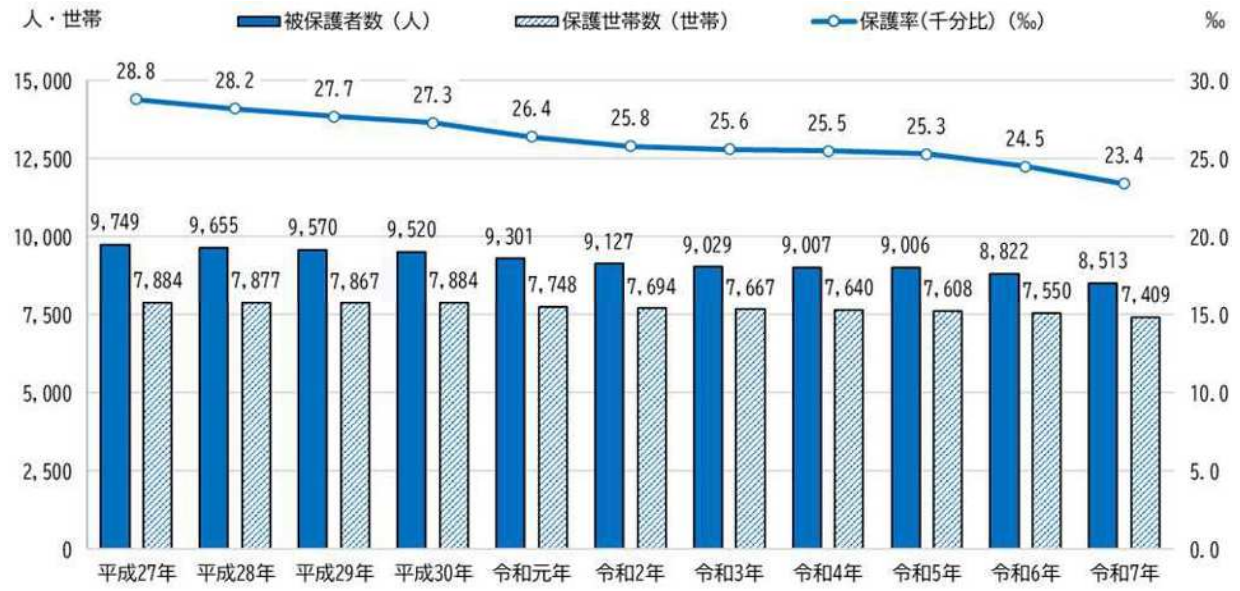


資料：東京都福祉衛生統計年報「12 保健衛生」（各年度末現在）

⑤生活保護にかかる推移

- 生活保護の被保護者数と世帯数はともに減少傾向にあります。
- 人口 1,000 人あたりの保護率も低下しており、令和 7 年は 23.4‰(パーミル)となっています。

▼生活保護



資料:生活福祉課(各年 3 月中現在)

（資料４）

次期北区地域保健福祉計画の策定方針について

地域福祉計画について

社会福祉法第107条の規定により、次に掲げる事項を一体的に定める計画

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、
共通して取り組むべき事項

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が**包括的に提供される体制の整備**に関する事項（任意）

地域住民が相互に支え合い、安心して暮らせる地域社会（地域共生社会）を実現するため、行政、地域住民、関係団体、事業者など多様な主体が連携し、地域の課題を把握して解決するための枠組みや、具体的な指針、施策を示した計画。

北区地域保健福祉計画について

（1）計画策定の趣旨

北区地域保健福祉計画は、区民、区、民間事業者等の地域における地域福祉に関する施策を総合的に推進するための基本となる計画であり、地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組みの方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものである。

（2）計画策定の背景について

①平成30年の社会福祉法改正

〇包括的な支援体制づくりに努める旨が規定。

〇策定が努力義務とされるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、**上位計画**として位置付けとなる。

②令和2年の社会福祉法改正

〇包括的な支援体制の整備に関する具体的な事項が規定される。

・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

・包括的な支援体制の整備に関する事項（第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

（3）現行計画の特徴

〇平成29年度に策定

〇個別の保健福祉部門計画に共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぎ、計画に基づく施策や取組みの方向を**理念的に示す**ものである。

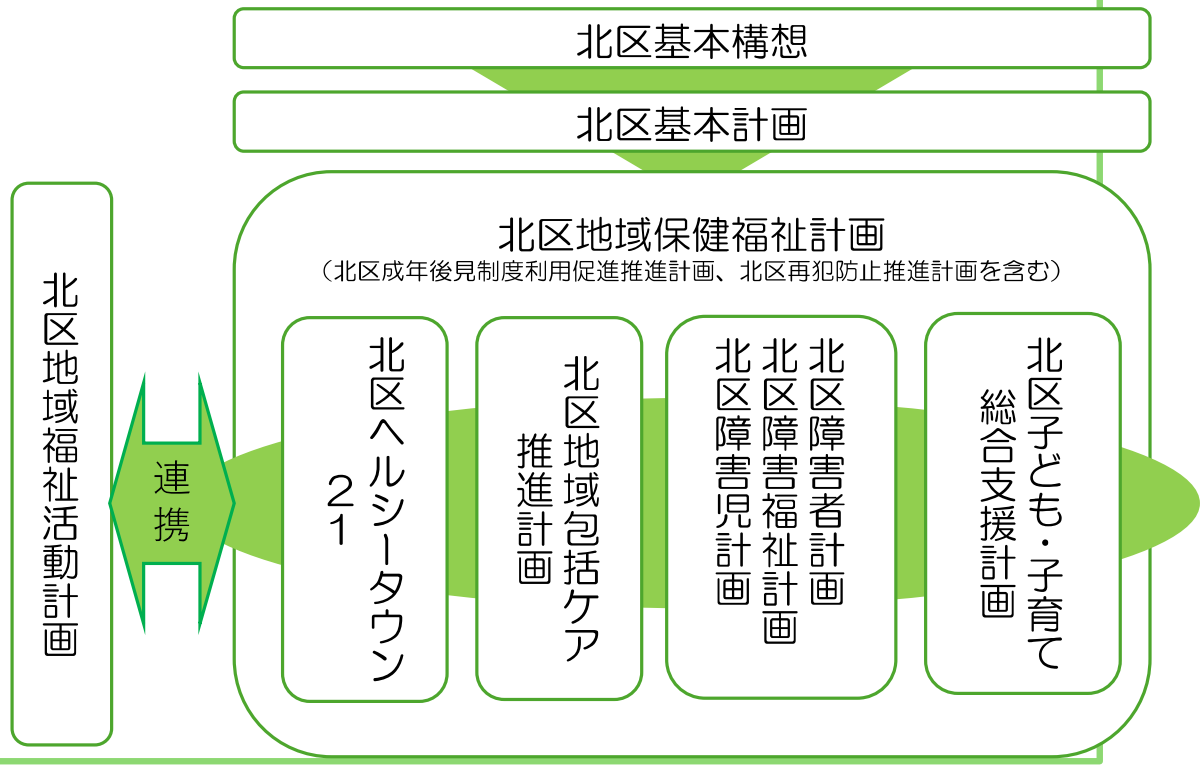
次期計画の期間と位置づけ

（1）計画期間

関連計画の改定時期を踏まえ、8年計画（令和10年度～令和17年度）とする方針。（以降は6年間隔で策定する想定。）

（2）位置づけ

北区基本計画に基づく個別計画の一つであり、保健福祉分野の「上位計画」として区独自の地域福祉を推進するための基本指針である。



計画策定の方向性（案）

（1）上位計画としての位置付けの明確化

地域保健福祉計画で示した「基本理念」、「基本目標」、「重点的な視点」を共通の土台とし、関連計画と理念・目標レベルで整合性を確保するために連携を図る。

（2）区民・団体向けアンケート調査の実施

区民・団体の地域福祉に関する実感や実態を分析・把握するとともに、指標の設計に活用するため、区民・団体向けのアンケート調査を実施する。

（3）分野横断課題の明示と役割分担

複合的社会課題を関連分野で横断的に共有し、連携・役割分担の明確化を図る。

（4）評価指標の導入および進行管理の実施

社会情勢の変化等に対応するためには、計画の目標達成度を定期的に検証する仕組み（評価指標）が必要であることから、PDCAサイクルに基づいて定期的に点検・評価、改善する仕組みを導入する。

計画策定にかかる主要課題

《社会福祉法の改正における市町村計画策定の影響等》

（1） 上位計画としての位置づけ

高齢者や障害者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する「上位計画」として位置付けられた。

（2）計画に盛り込むべき事項の追加

包括的な支援体制の整備に関する事項

高齢者、障害者、児童およびその他の福祉に関し共通して取り組むべき事項

（3）評価指標の導入および進行管理の実施

評価指標の具体的な設定方法と策定した計画の定期的な調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じた見直しに努めることが必要。

（資料５）

関連する計画及び関連事業について

成年後見制度利用促進計画（地域福祉課）

1. 計画の趣旨

北区成年後見制度利用促進計画は、高齢化に伴う認知症高齢者増加に対応し、成年後見制度の普及を目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29年に策定された区市町村計画。

2. 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間（北区地域保健福祉計画に包含）。

3. 北区の取組み

北区では平成30年から、権利擁護センター「あんしん北」を中核機関とし、社会福祉協議会に事業の一部を委託して、相談、利用支援、普及啓発を地域のネットワークを活用して実施。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

民法の改正を受け、北区では自己決定権の尊重を重視した制度への見直しと、担い手不足解消のため「市民後見人養成事業」を令和8年度から開始予定。制度の基礎講習と実践的講習を実施し、選考を経て市民後見人候補者を登録する計画。

北区高齢者保健福祉計画（北区地域包括ケア推進計画）（高齢福祉課）

1. 計画の趣旨

老人福祉法に基づき、高齢者施策の総合指針として「北区地域包括ケア推進計画」を策定し、介護保険事業計画・認知症施策推進計画と一体化。

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3. 北区の取組み

① アンケート調査・報告書を作成し、内容検討委員会を設置。

② 介護予防や認知症対策、医療・介護連携体制を充実させ、住み慣れた地域での生活を支援。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・北区の高齢化率は23区で3番目に高く、後期高齢者人口が増加。

・85歳以上人口増加に伴い、医療・介護・生活支援の包括的なシステム構築が急務。

・一人暮らし増加や認知症対策の強化が必要。

・元気な高齢者の支援担い手への活躍促進と健康維持支援も重要。

北区認知症施策推進計画（北区地域包括ケア推進計画）（長寿支援課）

1. 計画の趣旨

認知症基本法に基づき、都道府県計画を基本に地域の実情に即した計画として策定。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と統合し「北区地域包括ケア推進計画」として策定。

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3. 北区の取組み

① 認知症施策の現状評価・次期計画協議のためアンケート調査・会議を実施。福祉・介護保険と連携した計画策定。

②介護予防・日常生活支援総合事業や認知症関連事業を充実させ、認知症であってもくても地域で尊厳を保ちながら暮らせる地域づくりを推進。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・北区の高齢化率は23区で3番目に高く、認知症の有病率は高齢になるほど上昇する傾向にある。

・認知症の早期発見・治療、必要なサポートにつなげる体制強化が重要。

・認知症であってもなくても地域活動に参加し活躍できる仕組みづくりが必要。

北区障害者計画（北区障害福祉計画、北区障害児福祉計画）（障害福祉課）

1. 計画の趣旨

障害者基本法に基づき、障害者福祉計画・障害児福祉計画と連携して北区の障害者施策を総合的・計画的に推進する基本計画。

2. 計画期間

障害者計画：令和9年度～令和14年度（6年間）。
障害福祉計画・障害児福祉計画：令和9年度～令和11年度（3年間）。

3. 北区の取組み

平成12年に策定し、これまでに4度改定。障害者基本法や関連法の成立・改正を経て、地域でともに生きる社会を目指し施策を推進。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・障害者の重度化や高齢化、「親なき後」の住まいや支援体制整備が必須。
・地域住民の理解・協力が不可欠。障害差別の防止、合理的配慮・啓発活動の継続が求められる。
・地域、教育機関、関係団体、行政が連携し包括的支援の強化が必要。

北区介護保険事業計画（北区地域包括ケア推進計画）（介護保険課）

1. 計画の趣旨

介護保険法に基づき、介護給付・地域支援事業の見込量とその確保策を示す計画。「北区地域包括ケア推進計画」として策定。

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間、第9期）

3. 北区の取組み

① アンケート調査を基に計画策定を進め、委員会で内容を検討。

② 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、医療・介護連携体制を充実させる。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・2025年に団塊の世代が後期高齢者となり、2035年に高齢者人口がピーク。

・生産年齢人口の減少が見込まれる中、高まる介護・医療需要への対応が課題。

・医療、介護、住まい、生活支援を一体化した「地域包括ケアシステム」の強化が必要。

北区ヘルシータウン21（第三次）（健康政策課）

1. 計画の趣旨

「すべての世代が輝くまち北区 ～人生100年時代の健康づくり～」を基本目標に、健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法に基づく計画として位置づけ。

2. 計画期間

令和6年度～令和15年度（10年間）。5年ごとに見直し。

3. 北区の取組み

① 「健康増進」「疾病対策」「親子の健康」「こころの健康」の4分野・14施策を総合的に推進。

② 意識調査結果を基に重点的な取り組みを設定し、指標を用いて評価・改善。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・国の「健康日本21（第三次）」を踏まえ、健康寿命延伸、格差縮小、環境改善を推進。

・「健やか親子21（第2次）」の視点を加え、健康課題に生涯対応する取り組みが必要。

北区子ども・子育て支援総合計画2024（子ども未来課）

1. 計画の趣旨

「北区基本構想」や「北区教育・子ども大綱」を基に策定された総合計画で、子ども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法に基づく内容を統合。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）。中間年に必要に応じ見直し。

3. 北区の取組み

① 子どもの健全育成・地域での子育て環境整備に向け、施策目標と個別目標を設定。

② 幼児教育・保育の質向上、保育の量的拡大、地域支援充実の方策を策定。

③ 子どもたちの健やかな成長と自立を支え、貧困の連鎖解消に取り組む。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

令和6年「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行により、子どもの権利保障を重視した姿勢が必要。

北区地域福祉活動計画（第4次第Ⅱ期）（北区社会福祉協議会）

1. 計画の趣旨

地域住民や関係団体が主体となり、地域福祉を推進する民間の活動計画。東京都地域福祉支援計画や北区地域保健福祉計画と連携。

2. 計画期間

第4次計画（第Ⅱ期）は令和6年度～令和9年度。コロナの影響で延長され、課題を反映。

3. 北区の取組み

① 第5次計画策定に向け、関係団体ヒアリングや住民・子どもへのアンケート、懇談会を実施。
② 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

① 多様性を尊重した地域社会づくり。
② 地域連携のコーディネート力強化。
③ 子ども・若者、親を支援する活動。
④ 分野やセクターを超えた交流と連携促進。
⑤ 住民が支え合う仕組みの構築。
⑥ コロナ禍を経た事業運営の展開。

（仮称）再犯防止推進計画（多様性社会推進課）

１．計画の趣旨

再犯防止等推進法に基づき策定する。関係団体と連携して犯罪をした人の孤立を防ぎ、社会復帰を支援することで再犯を防止し、区民の協力を得て、安全・安心な地域社会の実現を目指す。

２．計画期間

※令和10年度の計画策定を目指し現在検討中（次期地域保健福祉計画に包含予定）。

３．北区の取組み

①個別支援：就労・住宅確保の支援、保護司会など更生保護関係者への支援。

②環境整備：「社会を明るくする運動」関係事業を7月に展開し、啓発活動や講演会などを実施。

４．取組むべき課題及び留意すべき背景

再犯者率が5割前後で推移している。犯罪をした人の「生きづらさ」や更生保護支援者の高齢化・担い手不足、取り組みの認知不足が課題。

生活困窮者自立支援事業（生活福祉課）

1. 計画の趣旨

生活困窮者自立支援法に基づき、相談対応、情報提供、関係機関との連携を通じて、生活困窮者の自立促進を図る。

2. 計画期間　なし

3. 北区の取組み

「北区くらしとしごと相談センター」にて以下の支援を実施。

① 相談支援：課題を抱える困窮者の包括的な相談と自立支援計画を実施。
② 住居給付: 住まい確保のための給付金を支給。
③ 家計改善: 生活再建のための家計相談や指導を実施。
④ 学習支援: 困窮家庭の小学生への学習支援、進路相談、保護者への養育支援を実施。
⑤ 就労準備: 就業困難者への段階的な支援（生活・社会自立・就労）を実施。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

高齢者の住まい支援における物件不足が課題。住宅課との連携強化が必要。

北区バリアフリー基本構想（都市計画課）

1. 計画の趣旨

高齢者・障害者などが安全・快適に移動できる環境を整えるため、「移動等の円滑化促進法」に基づき公共交通機関、道路、建築物等のバリアフリー化を推進。

2. 計画期間

平成27年度策、目定標年次は令和7年度。令和8年度に全体構想、令和9年度に地区別構想の改定予定。

3. 北区の取組み

① 年2回の協議会、年1回のまち歩き点検を実施。

② 令和7年度に最終評価を行い、進捗状況や課題を整理し、知見をまとめた。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

・未完了事業の推進・代替手段の検討。

・計画・設計段階で障害当事者の参画機会を拡充。

・人的対応や区民部会を含む「心のバリアフリー」の評価・充実が必要。

北区住宅マスタープラン2026（住宅課）

1. 計画の趣旨

北区住宅基本条例に基づき、「北区基本構想」など上位計画や住生活基本法（全国計画）、「東京都住宅マスタープラン」と整合を図り、住宅・住環境整備の方針を定めた計画。

2. 計画期間

令和8年度～令和17年度（10年間）。社会情勢に応じ柔軟に見直し。

3. 北区の取組み

① 平成5年以降約30年間で4回の改定を実施し、令和8年に新計画を策定。

② 社会情勢や価値観の変化に対応する内容へ改定し、基礎調査やパブリックコメントを反映。

4. 取組むべき課題及び留意すべき背景

① 住宅確保要配慮者への居住支援施策の充実。

②「子どもの幸せ」「魅力ある住環境」の実現を目標とし、区民・事業者等との協働、公民連携を強化。

③ 社会情勢や国・東京都の動きを注視しつつ、進捗管理・効果検証を実施する必要性がある。

（資料６-１）

令和８年７月１６日
地　域　福　祉　課

次期地域保健福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施について

１　目的

次期北区地域保健福祉計画を策定するにあたり、区民や団体からの意見を反映するためアンケート調査を実施する。

２　調査対象等

調査名	調査対象
区民アンケート	無作為抽出した北区在住の満 18 歳以上の男女 3,000 人
団体アンケート	町会・自治会連合会（各地区）、民生委員児童委員（各地区）、シニアクラブ連合会（役員のみ）、高齢者あんしんセンター、居宅介護支援事業所、オレンジカフェきたい～な、障害者団体、子ども食堂、保護司会、更生保護女性会、あんしん北、東京司法書士会 北・荒川支部

３　調査方法

調査票は郵送送付、回収は郵送およびインターネットで行う。

４　周知

区報および区ホームページにより周知する。

５　今後の予定

令和８年７月１６日　計画策定委員会にて調査票案検討
７月下旬　　印刷
８月中旬　　発送
９月上旬　　〆・回収
１１月　　分析、調査結果報告書納品
１２月　　計画策定委員会にて結果を報告

（資料6-2）

北区の地域保健福祉に関する
区民アンケート調査　ご協力のお願い

日ごろより、区政にご協力をいただき、ありがとうございます。

北区では、福祉分野の上位計画である「北区地域保健福祉計画」の策定を進めています。

そこで今回は、北区にお住まいの18歳以上の方から無作為に選ばせていただきました3,000 人の皆様を対象に、アンケート調査を実施させていただくこととなりました。

この調査では、地域の福祉に関するご意見やお考え、日頃の地域活動への参加状況などをお伺いし、それらを計画策定に活かしていきたいと考えております。

また、この調査は、無記名方式でご回答いただきますので、ご回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。ご回答いただいた内容は統計的に処理されたうえで、計画策定のための資料としてのみ活用され、その他の目的で使用されることは一切ありません。

皆様の声を大切にして、誰もが健やかに安心してくらせるまちづくりを目指してまいります。

この調査の趣旨を何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年8月　東京都北区　福祉部　地域福祉課

【回答期限】 令和8年〇月〇日（〇）

【回答方法】 調査票（郵送）またはインターネット （**いずれか一つの方法**でご回答ください）

調査票による回答	インターネット回答
〇この調査票には、お名前・ご住所を記入しないでください。 〇ご記入は、ご本人にお願いいたします。ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人のお考えをお聞きのうえ、またはご意向を汲み取ったうえで、代理でご記入をお願いいたします。 〇お答えは、あてはまる回答の番号に〇をつけてください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。 〇回答終了後、同封の返信用封筒に入れて封緘し、切手を貼らずに回答期限までにポストに投函してください。	〇二次元コードもしくは以下のURLから、専用ウェブサイトにアクセスしてください。 【通常版】 URL　二次元コード 【やさしい日本語版】 URL　二次元コード 〇【通常版】と【やさしい日本語版】の**いずれかを選んで**、ご回答ください。 〇最後の送信ボタンを押した後は、回答内容を修正することができませんので、ご注意ください。

なお、本調査の実施・とりまとめは、北区から株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。調査についてのご質問・お問い合わせは、下記までお願いいたします。

【本調査についてのお問い合わせ先】
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
電話：03-5803-9885　　【営業時間】月～金（祝日を除く）9～17 時
メール：tokyo@ji-institute.com （24時間受付。ご回答は祝日を除く月～金）

1 あなたのこと（あて名の方）について

問1 あなたの性別を教えてください。（あなたの現在の性自認でお答えください）（○は1つ）

1 男性	2 女性	3 その他（不明・答えたくない含む）

問2 あなたの年齢を教えてください。（令和8年●月●日時点）（○は1つ）

1 18～19歳	6 40～44歳	11 65～69歳
2 20～24歳	7 45～49歳	12 70～74歳
3 25～29歳	8 50～54歳	13 75～79歳
4 30～34歳	9 55～59歳	14 80～84歳
5 35～39歳	10 60～64歳	15 85歳以上

問3 お住まいの地区を教えてください。（地区番号を○で囲んでください）（○は1つ）

地区名（1つに○）		該当する町名（丁目）
1	浮 間	浮間1～5丁目
2	赤羽西	中十条4丁目、十条仲原3・4丁目、上十条5丁目、西が丘1～3丁目、赤羽西1～6丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽北1～3丁目、桐ケ丘1・2丁目
3	赤羽東	東十条5・6丁目、神谷2・3丁目、赤羽1～3丁目、志茂1～5丁目、岩淵町、赤羽南1・2丁目
4	王子西	王子本町1～3丁目、岸町1・2丁目、中十条1～3丁目、十条台1・2丁目、十条仲原1・2丁目、上十条1～4丁目、滝野川4丁目
5	王子東	王子1～6丁目、豊島1～8丁目、堀船1～4丁目、東十条1～4丁目、神谷1丁目
6	滝野川西	滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ケ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目
7	滝野川東	栄町、上中里2・3丁目、昭和町1～3丁目、田端新町1～3丁目、東田端1・2丁目

問4 現在のお住まいの居住年数を教えてください。（○は1つ）

1 1年未満	4 11～15年	6 21～30年
2 1～5年	5 16～20年	7 31年以上
3 6～10年		

問5 お住まいの形態を教えてください。（○は1つ）

1 持ち家（一戸建）	4 都・区営の賃貸住宅・都市再生機構（UR）・公社
2 持ち家（マンションなどの共同住宅）	5 給与住宅（社宅・公務員住宅など）・寮・寄宿舎
3 民営の賃貸住宅	6 その他

問6　あなたの世帯構成を教えてください。（〇は1つ）

1　ひとり暮らし	4　祖父母と親と子（3世代）
2　夫婦・パートナーのみ	5　その他
3　親と子（2世代）	

問7　現在、同居している人を教えてください。（回答者本人を含む）（〇はいくつでも）

1　未就学児がいる	4　75歳以上の高齢者がいる
2　小学生から高校生の子どもがいる	5　介助や介護が必要な人がいる
3　65歳～74歳の高齢者がいる	6　上記に該当する人はいない

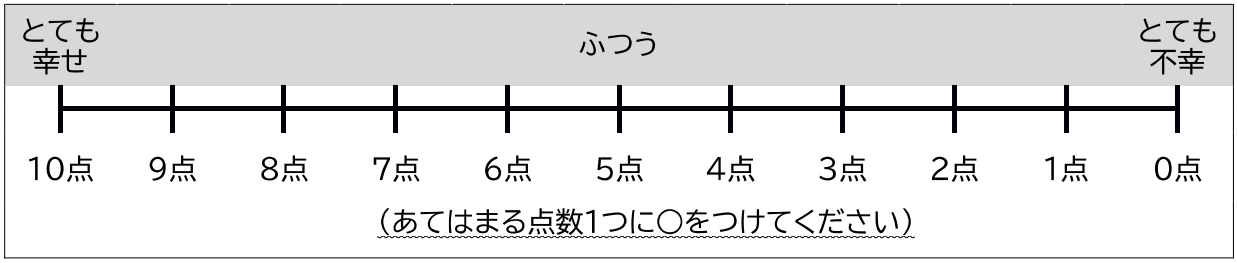
問8　現在の就業状況を教えてください。
（複数に該当する場合は、一番長い時間しているものを選んでください）（〇は1つ）

1　会社員（公務員・団体職員含む）	5　専業主婦・主夫
2　自営業・自由業（開業医・弁護士・作家など）	6　無職（年金生活者含む）
3　非常勤・派遣職員（嘱託・パート・アルバイト含む）	7　その他
4　学生	

問9　あなたは、ご自身の健康状態についてどう感じていますか。（〇は1つ）

1　とても健康である	3　あまり健康ではない
2　まあ健康である	4　まったく健康ではない

問10　現在のあなたの幸福度を、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点としてお答えください。（〇は1つ）



2 近所付きあい、地域のつながりについて

問11 近所の方とは、どのような付きあいをしていますか。（○は1つ）

1 家族ぐるみの付きあいが多い
2 おみやげをあげたり（もらったり）、何かを手伝いあうことが多い
3 あいさつをする程度の付きあいが多い
4 顔は知っているが、あいさつをしないことが多い
5 顔も知らない人が多い
6 その他（具体的に　　）

問12 暮らしていく上で、近所や地域とのつながりは必要だと思いますか。（○は1つ）

1 必要だと思う
2 ある程度は必要だと思う

→ 問13へ

3 あまり必要ないと思う
4 必要ないと思う

→ 問14へ

問12で「1」または「2」（必要だと思う）と回答した方におたずねします。

問13 近所や地域とのつながりを必要だと感じる場面はなんですか。（○はいくつでも）

1 災害時の地域での助けあい
2 空き巣や不審者等の防犯
3 ひきこもり等の社会との関わりが希薄な人への支援
4 虐待の防止
5 高齢者や障害者への支援
6 子どもの健やかな成長
7 近所で困っている人・孤立している人への手助け
8 地域のおまつりやイベント等の多世代交流の機会
9 町会・自治会活動への参加
10 その他（具体的に　　）
11 わからない

問12で「3」または「4」（必要ない思う）と回答した方におたずねします。

問14 近所や地域とのつながりを必要と感じない主な理由はなんですか。（○はいくつでも）

1 どのように関わればよいかわからないから
2 この地域にずっと住むつもりはないから
3 仕事や友人との付きあいがあれば十分だから
4 地域情報はインターネットやSNSで得られれば十分だから
5 困った時は、関連する相談機関（区役所等）に相談すれば十分だから
6 困った時は、マンションの管理センター等に相談すれば十分だから
7 プライバシーを知られたくない、詮索されたくないから
8 地域での付きあいがわずらわしいから
9 過去に地域でのトラブルがあったから
10 その他（具体的に　　）
11 特に理由はない

問15　お住まいの地域にお互いに助けあうような「地域のつながり」があると感じますか。（〇は1つ）

1 あると感じる	4 どちらかといえばないと感じる
2 どちらかといえばあると感じる	5 ないと感じる
3 どちらともいえない	

問16　住民同士のつながりを広げる機会として、どのようなことが重要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1 町会・自治会の活動への参加
2 隣近所や地域の付きあい
3 趣味やスポーツ等のサークル活動
4 共通の課題を抱える方同士のSNS（FacebookやX（旧ツイッター）等）上の交流
5 NPO等の特定分野での支援団体とのつながり
6 その他（具体的に　　）
7 わからない
8 つながる必要はない

問17　住民同士のつながりが広がるために、区が特に力を入れるべき取組はなんだと考えますか。（〇はいくつでも）

1 福祉活動の重要性の発信や地域共生に関する社会の理解促進
2 住民同士、住民と行政が地域福祉について話しあう機会の確保
3 誰でも気軽に集える、住民やNPO等が中心となる「地域の居場所」づくり
4 地域福祉やボランティアについての研修・講座の開催
5 わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供
6 地域福祉活動団体の運営ノウハウ（資金調達等）の提供
7 地域福祉活動の相談や指導をするコーディネーターの派遣
8 地域福祉活動やボランティア等の拠点・窓口の整備
9 地域福祉活動に伴う費用助成の充実
10 町会・自治会の加入促進
11 有志（周りの人、近所同士）で助けあう仕組みづくり
12 その他（具体的に　　）
13 わからない
14 取組の必要を感じない

3 地域での活動や参加について

問18 あなたはこの1年間に、地域活動や交流の場に参加しましたか。（自治会・町内会活動、祭り、防災訓練、清掃活動、サロン、趣味活動、ボランティア活動など）（○は1つ）

1 参加した	4 参加していない
2 少し参加した	5 わからない
3 参加していないが関心はある	

問19 あなたは、地域で行われている活動や交流の場に関心がありますか。（○は1つ）

1 とても関心がある	4 まったく関心がない
2 ある程度関心がある	5 わからない
3 あまり関心がない	

問20 あなたが地域に参加するとしたら、どういう活動に参加したいですか。
（現在の活動や地域の状況に関係なく、お答えください）（○はいくつでも）

1 町会・自治会、マンション管理組合、自主防災組織、消防団などが行う地域活動
2 保護者会、PTAなどが行う、学校などを拠点とする活動
3 社会福祉法人、福祉サービス事業者などが行うイベント・講習会・ボランティア
4 趣味のグループ、自主サークルなどが行う地域活動（自分が関心のある分野）
5 区、商店街、NPOなどが行うイベント・講習会・ボランティア
6 自分たちが主体となって行う地域活動（交流づくり、居場所づくりなど）
7 その他（具体的に ）
8 そうした活動に参加したくない・関心がない

問21 あなたにとって、地域活動に参加しやすい条件はなんですか。
（現在の活動や地域の状況に関係なく、お答えください）（○はいくつでも）

1 自分の時間に余裕があること
2 時間や期間にあまりしばられないこと
3 関心・興味のあるテーマの活動があること
4 知り合いや気の合う仲間がいること
5 身近な場所で活動できること
6 家族の理解・協力が得られること
7 子どもの世話や親の介護を代わってもらうこと
8 自分の能力向上につながること
9 参加に報酬があること
10 その他（具体的に ）
11 そうした活動に参加したくない・関心がない

問22　あなたには、自宅以外に安心して過ごせる場所や、自分らしくいられる居場所があると感じますか。（地域の集まりの場、趣味の場、友人宅、職場、学校、交流施設など）（〇は1つ）

1 あると感じる	4 どちらかといえばないと感じる
2 どちらかといえばあると感じる	5 ないと感じる
3 どちらともいえない	

問23　下記は、地域で行われている活動です。この中で聞いたことがあるものをお答えください。（〇はいくつでも）

1 民生委員・児童委員	住民の相談に応じ、行政などにつなげる役割を担う、無報酬のボランティア。（身分は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員）
2 社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。
3 コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）	地域活動を支援しながら、地域へのアプローチの入口として連携し、地域課題や困っている方の発見・支援に結びつける役割を果たす（北区社会福祉協議会の職員）。
4 高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・健康・医療の総合的な相談・支援を行う公的機関。
5 NPO・ボランティアぷらざ	NPO・ボランティア活動の支援や、活動に関する総合的な情報交流の場。
6 子育てひろば	子ども家庭支援センターや保育園などで、子育ての悩みの相談や親子で自由に遊ぶことができる場。
7 サロン	高齢者や障害者、子育て中の親子などを囲んで、地域の皆さんが自主的に集まり交流できる場。
8 認知症カフェ（オレンジカフェきたい～な）	認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える活動拠点。
9 子ども食堂	子どもがひとりでも安心して行ける、無料または低額の食堂。

～地域共生社会について～

我が国は、地域共生社会を目指しています。

地域共生社会とは、あらゆる地域住民が排除されず地域社会に参画し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のことです。

4 ふだんの暮らし、困りごとの相談、保健・福祉情報について

問24 あなたは、次の項目をどれくらいの頻度で感じていますか。（ア～エそれぞれに○は1つ）

	ない	ほとんどない	時々ある	常にある
ア 自分には人とのつきあいがないと感じることがある	1	2	3	4
イ 自分は取り残されていると感じることがある	1	2	3	4
ウ 自分は他の人たちから孤立※1していると感じることがある	1	2	3	4
エ 自分は孤独※2であると感じることがある	1	2	3	4

※1 「孤立」とは、人とのつながりや社会との関わりが少なく、助けや支援につながりにくい状態を指します。
※2 「孤独」とは、人とのつながりの有無に関わらず、寂しさや不安を感じている状態を指します。

問25 あなたは普段、どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。（○は1つ）

1 仕事や学校等で週に5日以上外出する
2 仕事や学校等で週に 3～4 日外出する
3 遊びや趣味の活動等で頻繁に外出する
4 人づきあいのためにときどき外出する

問26へ

5 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
6 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
7 自室からは出るが、家からは出ない
8 自室からほとんど出ない

問25で「5」～「8」のいずれかと回答した方におたずねします。

問26 あなたの外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか。（○は1つ）

1 3か月未満
2 3か月～6か月未満
3 6か月～1年未満
4 1年～5年未満
5 5年～10年未満
6 10年以上

問27へ

問26で「3」～「6」のいずれかと回答した方におたずねします。

問27 あなたの外出状況が現在の状態になった主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

1 病気
2 介護・看護を担うことになったこと
3 （就労中）自宅で仕事をしている
4 学校になじめなかったこと
5 職場になじめなかったこと
6 受験に失敗したこと（高校・大学等）
7 就職活動がうまくいかなかったこと
8 人間関係がうまくいかなかったこと
9 退職したこと
10 その他
（具体的に ）
11 特に理由はない
12 わからない

問28　家族・親戚・友人・知人を除いて、日常生活の困りごとを相談できる人や機関はありますか。（○はいくつでも）

1　近所の人、町会・自治会	7　相談支援専門員（障害者の相談を受け、サービスの調整をする専門員）
2　民生委員・児童委員	
3　かかりつけ医	8　高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）
4　ケアマネジャー（介護支援専門員）やヘルパー（訪問介護員）	9　区役所の窓口
5　コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）	10　社会福祉協議会
6　仕事・学校関係の人（職場の同僚、保育園・幼稚園・学校の先生やカウンセラー）	11　その他 （具体的に　　）
	12　相談できる人や機関はない

問29　あなたは、生活上の困りごとや不安があるときに、行政や地域の相談窓口に安心して相談できると感じますか。（○は1つ）

1　とてもそう感じる	4　あまりそう感じない
2　ある程度そう感じる	5　まったくそう感じない
3　どちらともいえない	

問30　区役所や福祉関連施設等の相談窓口に対する希望や要望はありますか。（○は2つまで）

1　1か所で色々な相談ができる	7　身近な場所で相談ができる
2　専門性の高い相談ができる	8　プライバシーが守られる環境にする
3　予約なしで相談ができる	9　相談の際、こどもや要介護者の面倒をみてくれる
4　夜間でも相談ができる	10　オンラインやAI（人工知能）で相談ができる
5　土曜日・休日に相談ができる	11　その他 （具体的に　　）
6　相談時間を長くする（制限がない）	

問31　あなたは、健康づくり、介護、子育て、障害福祉、生活困窮支援など、区の保健・福祉に関する情報を必要なときに入手できると感じますか。（○は1つ）

1　十分に入手できる	4　あまり入手できない
2　ある程度入手できる	5　まったく入手できない
3　どちらともいえない	

問32　あなたやご家族は、現在の暮らしの中で困りごとはありますか。（○は1つ）

1　ある	2　ない

問33へ

問32で「1　ある」と回答した方におたずねします。

問33　差し支えなければ、困りごとの内容を教えてください。（○はいくつでも）

1　家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもりなどを含む）	7　金銭トラブル
2　子育て、看病、介護などの問題	8　近隣、地域との関係
3　依存症の問題（薬物、アルコール、タバコ、ギャンブルなど）	9　事故、事件などの被害
4　収入、就労の問題	10　住まいの契約の問題
5　学校、勤務先での人間関係	11　からだの不調、病気、障害の問題
6　事業や家業の経営上の問題	12　その他 （具体的に　　）

5　権利擁護支援について

問34　あなたは、次の制度・事業について知っていますか。（それぞれ○は1つ）

	内容を知っている	聞いたことはある（内容は知らない）	知らない	説明
ア　成年後見制度	1	2	3	本人の判断能力が全くない、著しく不十分な場合、もしくは不十分な場合に、親族等の申し立てにより、家庭裁判所が後見人等を選ぶ制度。
イ　任意後見制度	1	2	3	将来的に判断能力の衰えた場合に備えて、自分の後見人をあらかじめ選び、本人の意思にしたがった適切な支援を任せる制度。
ウ　社会貢献型後見人（市民後見人）	1	2	3	親族でも専門職でもなく、同じ地域に暮らす住民としての目線で成年後見活動を行う人
エ　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	1	2	3	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理が一人では困難な方の手伝い等をする事業。

問35　あなたや家族のどなたかが認知症などによって判断が十分にできなくなる場合に備えて、あるいは、できなくなった場合に、前問のいずれかの制度・事業を利用しますか。（○は1つ）

1　既に利用している	3　利用しないと思う
2　利用を検討すると思う	4　わからない

問36へ

問35で「3　利用しない」または「4　わからない」と回答した方におたずねします。

問36　制度を利用しない、または、わからない主な理由はなんですか。（〇はいくつでも）

1　制度の内容や利用方法がわからない	4　経済的な理由や身寄りがないために、申立てが難しい
2　事務手続きが難しい	
3　後見人などの第三者に財産管理や契約手続きを任せるのは不安	5　家族などに支援してもらいたい
	6　その他 （具体的に　　）

6　暮らしやすいまちづくりについて

問37　防災に関連する項目について、それぞれにあてはまるものをお答えください。
（それぞれ〇は1つ）

	はい	いいえ・わからない
ア　身近な避難場所と行き方を知っていますか	1	2
イ　地域の防災訓練に参加していますか	1	2
ウ　地域の自主防災組織に参加していますか	1	2
エ　あなたや家族は災害時に避難の手助けが必要ですか	1	2
オ　災害時に避難の手助けが必要な人は近所にいますか	1	2
カ　災害時に近所の人たちを手助けすることはできますか	1	2

問38　あなたは、災害時の避難支援や、日頃の声かけ・見守りなど、お住いの地域で支え合う体制が整っていると感じますか。（〇は1つ）

1　十分に整っていると感じる	4　あまり整っていないと感じる
2　ある程度整っていると感じる	5　まったく整っていないと感じる
3　どちらともいえない	

問39　災害時についての不安や心配ごとはありますか。（〇はいくつでも）

1　お住まい（家屋）のこと（老朽化など）	5　ご自身の歩行に不安があること
2　家具や家電の転倒対策が不十分なこと	6　同居のご家族の歩行に不安があること
3　食糧や日用品の備蓄が不十分なこと	7　その他
4　避難所がはっきりわからないこと	（具体的に：　　）
	8　特に不安や心配ごとはない

問40　あなたは現在、住む場所について何か困っていることがありますか（家賃負担、立退き不安、老朽化など）。（○は1つ）

1　とても困っている	3　あまり困っていない
2　ある程度困っている	4　まったく困っていない
	5　わからない・答えたくない

問41へ

問40で「1　とても困っている」または「2　ある程度困っている」と回答した方におたずねします。

問41　困っていることはなんですか。（○はいくつでも）

1　特に困っていることはない	6　広さ・間取り
2　家賃の負担	7　居住環境（日当たり、騒音等）
3　立ち退きの要求	8　その他
4　住宅の老朽化	（具体的に　　）
5　バリアフリー・設備等	

問42　高齢者や障害者、子育て世代などの住宅確保要配慮者※が、民間の賃貸住宅に入居する場合に、どのような仕組みやサービスがあれば、入居しやすくなると思いますか。（○は3つまで）

1　身寄りのない方が保証人を確保しなくても入居できる仕組み
2　単身高齢者などへの見守りや安否確認サービス
3　単身高齢者などへの家事援助などの生活支援サービス
4　身寄りのない高齢者などの入院時のサポート
5　金銭や貴重品、合鍵などを預かるサービス
6　収入が低くても入居できるなど、入居要件の緩和
7　手すりやエレベーターの設置など、歩行や移動がしやすい住宅を増やす
8　身元保証業者の充実
9　その他（具体的に　　）
10　わからない

※　住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、経済的・社会的理由により、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難で、住宅の確保に特に配慮を要する人。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）で定められている。

問43　生活課題と地域との関係性について、それぞれのあなたの考えをお答えください。
（それぞれ○は1つ）

	そう思う	どちらかといえば思う	どちらともいえない	どちらかといえば思わない	思わない
ア　ひきこもりやニート※1 の問題は、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
イ　認知症や老老介護の問題は、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
ウ　障害や病気があっても自分らしく暮らすためには、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
エ　ひとり親家庭の自立を支援するためには、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
オ　家庭内の虐待を防ぐことは、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
カ　DV※2 被害を防ぐことは、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる	1	2	3	4	5
キ　生活保護を受けている人に対する差別や偏見の問題は、社会全体の問題である	1	2	3	4	5

※1　ニートとは、若者のうち、学校や仕事に行かず、求職活動や職業訓練などをしていない人。

※2　DV(ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的・性的な暴力など、あらゆる暴力を含む。

問44　区内のバリアフリー・ユニバーサルデザイン※の状況について、どのように感じていますか。（それぞれ○は1つ）

	整っている	どちらかといえば整っている	どちらともいえない	どちらかといえば整っていない	整っていない
ア　車いすの人を含め誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げるなど）	1	2	3	4	5
イ　公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター	1	2	3	4	5
ウ　車いすの人や乳幼児を連れた人など、誰もが使いやすいトイレ	1	2	3	4	5
エ　歩きやすいように障害物（商品や看板、放置自転車、電柱など）が取り除かれ、段差や凹凸が少なく、十分に幅のある歩道や道路	1	2	3	4	5
オ　点字ブロックや視覚障害者用の信号機	1	2	3	4	5
カ　車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付バス、ユニバーサルデザインタクシー	1	2	3	4	5
キ　障害者用の駐車場	1	2	3	4	5
ク　大きな文字・絵・複数の言語を用いた、誰もがわかりやすい案内標示	1	2	3	4	5
ケ　手話の対応や音声ガイドがある施設	1	2	3	4	5
コ　補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど	1	2	3	4	5
サ　公園、道路などを含む、まち全体のユニバーサルデザイン	1	2	3	4	5

問45　あなたのお住まいの地域は、さまざまな人の違いや考え方を認め合える（年齢、性別、国籍、障害の有無、生活背景、考え方などの多様な価値観や違いを尊重している）地域だと感じますか。（○は1つ）

1　とてもそう感じる	4　あまりそう感じない
2　ある程度そう感じる	5　まったくそう感じない
3　どちらともいえない	

7 立ち直りを支援するまちづくり（再犯防止）

問46 罪を犯した人や非行のあった人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間協力者として次の方々がいることを知っていますか。（○はいくつでも）

1 保護司	4 BBS会（青年ボランティア団体）
2 更生保護女性会	5 更生保護施設
3 協力雇用主	6 わからない

問47 罪を犯した人や非行のあった人が立ち直っていくために、行政だけでなく、地域住民・企業・関係団体など、地域全体の理解と取組が必要だと思いますか。（○は1つ）

1 そう思う	4 どちらかといえばそう思わない
2 どちらかといえばそう思う	5 そう思わない
3 どちらともいえない	

～再犯防止推進法について～

平成 28 年 12 月、様々な事情から犯罪や非行をした人が立ち直ることを国及び地方公共団体が支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が公布・施行されました。

問48 この法律（再犯防止推進法）に基づき、国、都、区が再犯防止を推進していることを知っていますか。（○は1つ）

1 知っている	2 聞いたことがあるが内容は知らない	3 知らない

問49 犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人たちの社会復帰を応援するために、区や地域が行う支援として何が重要だと考えますか。（○はいくつでも）

1 就労支援	6 民間協力者の活動促進
2 住まいの確保支援	7 再犯防止についての広報・啓発活動
3 経済的支援	8 どのような支援が必要かわからない
4 地域住民の声かけ・関わり	9 特に必要な支援はない
5 非行の防止・就学支援	10 その他
	（具体的に ）

～再犯防止について～

更生支援（再犯防止）の取組は、国や区だけでなく、立ち直ろうとする人への周囲からの温かいまなざしが必要です。

犯罪被害に遭う人の減少と誰もが取り残されない明るい社会となるために、地域や関係者の緊密な協力のもと、更生支援を必要とする人の孤立を防ぎ、社会復帰を支える取組を進めることが求められています。

8 区の地域福祉について

問50 区の地域福祉を進める上での意見・提案をお聴かせください。（自由記入）

ア 区民同士のつながり、地域活動に関する意見・提案
イ 区の保健・福祉に関する意見・提案

以上でアンケートは終わりです、ご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、

〇月〇日（〇）までに お近くのポストへ投函してください。

調査の結果は〇月ごろに、〇〇にて公表予定です。

（資料6-2）

次期北区北区地域保健福祉計画　区民アンケート

区民:満18 歳以上　3,000人
団体:地域福祉にかかわる関連団体　175団体(予定)

項目・意図	問番号	設問	設問意図、活用方法等　★＝成果指標候補
1　あなたのこと(あて名の方)について	問1	性別	属性を分析する設問
回答者属性毎の特徴・傾向を把握する (他設問の分析軸)	問2	年齢	属性を分析する設問
	問3	居住地区	属性を分析する設問
	問4	居住年数	属性を分析する設問
	問5	住まいの形態	属性を分析する設問
	問6	世帯構成	属性を分析する設問
	問7	同居の状況(未就学、小・中学生、高齢者、要介護者)	子育て、介護、8050等分析の補助設問
	問8	就業状況	属性を分析する設問
	問9	健康状態	幸福度等との関連を分析する設問
	問10	幸福度	健康状態やつながり等との関連を分析する設問 (国のウェルビーイング主観指標の1つ)
2　近所付きあい、地域のつながりについて	問11	近所付きあいの現状(程度)	★日常的にあいさつや会話をする相手がいる人の割合(選択肢1+2+3)＝個人のつながりの成果指標
地域とのつながりや共助に関する実態・意識を把握し、これからのつながり方や働きかけ方策を検討する	問12	地域とのつながりの必要性	共助の潜在意識の有無
	問13	＃付問　地域とのつながりが必要な場面	共助の潜在意識の補助設問
	問14	＃付問　地域とのつながりを必要と感じない理由	共助の阻害要因から改善策検討
	問15	地域全体の助け合いの実感	★つながりがある地域であると感じる人の割合(選択肢1+2)＝地域全体のつながりの実感度の成果指標
	問16	住民同士がつながるきっかけとなる機会	つながるきっかけの意向から機会拡充策検討
	問17	区が力を入れるべきつながりづくりへの取組	
3　地域での活動や参加について	問18	地域活動への参加状況	★地域活動・交流の場に参加した人の割合(選択肢1+2)＝地域参加支援の成果指標
地域活動の実態・意識を把握し、地域活動のこれからのあり方、働きかけ方策を検討する	問19	地域活動への関心	★地域活動に関心のある人の割合(選択肢1+2)＝担い手拡大策の成果指標
	問20	参加したい地域活動	地域活動の意向から参加者拡大策検討
	問21	地域活動の参加条件	
	問22	地域での居場所の有無	★自宅以外に居場所(サードプレイス)があると感じる人の割合(選択肢1+2)＝地域環境の成果指標
	問23	地域活動の認知状況	認知度の実態から周知策検討　※各活動の周知も兼ねた設問
4　ふだんの暮らし、困りごとの相談、保健・福祉情報について	問24	孤独孤立の意識	主観的孤独感、客観的な孤立状況の把握 ★孤立した状況にある人の割合(低減)(ア～ウから算出の孤立感尺度)＝つながり支援の成果指標
潜在的な支援対象者(ひきこもり、孤立等)の実態、相談先や情報到達の実態・意識を把握し、支援・事業の改善策を検討する	問25	外出頻度	ひきこもりの状況把握
	問26	＃付問　外出状況の継続期間	
	問27	＃付問　外出が少ない主な理由	
	問28	困りごとを相談できる人・機関	★困った時の相談先がある人の割合(選択肢1～11の実数)＝相談周知の成果指標
	問29	地域全体の相談しやすさの評価	★安心して相談できると感じる人の割合(選択肢1+2)＝包括支援の実感度の成果指標
	問30	相談窓口への希望・要望	相談窓口の利便性向上検討
	問31	保健・福祉情報の入手しやすさ	★必要な保健・福祉情報は入手できる人の割合(選択肢1+2)＝情報到達環境の成果指標
	問32	現在の暮らしの困りごと	生活課題、複雑化・多様化の実態把握 アウトリーチ対象となる属性分析
	問33	＃付問　困りごとの内容	

（資料6-2）

項目・意図	問番号	設問	設問意図、活用方法等　★＝成果指標候補
5　権利擁護支援について	問34	成年後見制度・権利擁護事業の認知度	認知度の実態から周知策検討　※各活動の周知も兼ねた設問
成年後見制度、終活の取組に関する認知度を把握し、事業の効果的な普及策を検討する	問35	上記制度・事業の利用意向	★必要な場合にサービスや制度を適切に選択できる人の割合（選択肢1+2）＝利用促進策の成果指標
	問36	＃付問　制度・事業を利用しない・わからない理由	利用しない要因から利用促進策検討
6　暮らしやすいまちづくりについて	問37	防災への備え・意識	避難対策における実態（避難場所の認知度、訓練参加、支援必要性等）
災害時避難の備え・意識、住まいへの不安、地域共生社会の意識、バリアフリー評価を把握し、地域福祉分野で進める安心・安全の対策を検討する	問38	地域の避難支援・見守り体制の評価	★避難支援・見守り体制が整っていると感じる人の割合（選択肢1+2）＝安全向上の評価指標
	問39	災害時の不安や心配ごと	不安要因から支援策検討
	問40 ～41	住まいの困りごとの有無	住宅確保要配慮者の把握 ★住む場所に困っている人の割合（低減）（選択肢1+2）＝住宅確保要配慮者支援の評価指標
	問42	住宅確保要配慮者への支援策	住まいの確保に関する意向から支援策検討
	問43	生活課題と地域との関係性の捉え方（認識）	地域共生社会の浸透度（生活課題を自分事に捉える意識の把握）
	問44	区内のバリアフリー状況	バリアフリーの評価から対策検討
	問45	多様性を認め合える地域の実感	★多様な価値観を尊重する地域だと感じる人の割合（選択肢1+2）＝共生意識向上の成果指標
7　立ち直りを支援するまちづくり（再犯防止）について	問46	再犯防止にかかる保護司等の協力者の認知度	認知度の実態から周知策検討
再犯防止（推進計画）に関連する取組の認知度や必要な施策を把握する	問47	立ち直り支援への意識	★地域全体で立ち直り支援に取り組む必要があると回答する人（選択肢1+2）の割合＝再犯防止施策の評価指標
	問48	再犯防止推進法の認知度	認知度から周知策検討　※法律の周知も兼ねた設問
	問49	更生支援にかかる取組の意向	住民意識から取組検討　※再犯防止の周知も兼ねた設問
8　区の地域福祉について	問50	区の地域福祉意見・提案（自由記入）	区の地域福祉に対する多様な意見・提案を施策立案や個別事業の工夫・改善に役立てる
設問以外の意見を把握し、今後の施策・事業の立案・推進に活用とする		ア　区民同士のつながり、地域活動に関する意見・提案	
		イ　区の保健・福祉に関する意見・提案	

（資料6-3）

北区の地域保健福祉に関する
団体アンケート調査　ご協力のお願い

福祉関係団体の皆様におかれましては、日ごろから区政に対しご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

北区では、誰もが健やかに安心してくらせるまちづくりに向け、「北区地域保健福祉計画」の策定を進めています。

本調査は、地域にかかわる活動を行う団体等の皆様からご意見をいただき、計画策定の基礎資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年8月　東京都北区　福祉部　地域福祉課

【回答期限】 令和8年〇月〇日（〇）

【回答方法】 調査票（郵送）またはインターネット （**いずれか一つの方法で**ご回答ください）

調査票による回答	インターネット回答
〇お答えは、あてはまる回答の番号に〇をつけてください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。 〇回答終了後、同封の返信用封筒に入れて封緘し、切手を貼らずに回答期限までにポストに投函してください。	〇二次元コードもしくは以下のURLから、専用ウェブサイトにアクセスしてください。 URL 二次元コード 〇調査票と同じ質問が画面に表示されます。 〇最後の送信ボタンを押した後は、回答内容を修正することができませんので、ご注意ください。

なお、本調査の実施・とりまとめは、北区から株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。調査についてのご質問・お問い合わせは、下記までお願いいたします。

【本調査についてのお問い合わせ先】
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
電話：03-5803-9885　　【営業時間】月～金（祝日を除く）9～17 時
メール：tokyo@ji-institute.com （24時間受付。ご回答は祝日を除く月～金）

1 貴団体(貴所)の活動(事業)・運営について

問1 貴団体(貴所)について記入してください。

団体(事業所)名称			
代表者名			
調査票記入者名			
会員(従業員・職員)数	(　　)名	活動(事業)年数	(　　)年
主な活動(事業)域	1 北区のみ　2 都内(北区を含む)　3 全国(北区、都内を含む)		

問2 区内における貴団体(貴所)の主な活動(事業)場所をお答えください。(○は1つ)

1 貴団体(貴所)の事務所(事業所)	5 民間施設
2 区役所	6 会員の個人宅・勤務先
3 ふれあい館	7 その他
4 自治会館や集会所	(具体的に　　)

問3 貴団体(貴所)の主な活動(事業)をお答えください。(○はいくつでも)

1 健康づくり	10 教育・生涯学習
2 児童・子ども	11 スポーツ
3 母子及び父子福祉	12 男女共同参画
4 高齢者福祉	13 人権問題
5 障害者福祉	14 国際協力・交流
6 生活困窮者支援	15 地域交流
7 医療	16 その他
8 交通安全・防犯	(具体的に　　)
9 防災	

問4　貴団体（貴所）が活動する上で困っていることはありますか。（〇はいくつでも）

1　会員・参加者・活動（従事）者の高齢化が進んでいること	7　区民等への情報発信や参加者募集が難しいこと
2　新たな活動（従事）者・担い手・後継者が不足していること	8　他団体・地域・行政との連携や交流が不足していること
3　役員・運営者に負担が集中していること	9　活動（事業）内容がニーズに合わない、または、活動（事業）の必要性が低下していること
4　活動（事業）資金が不足していること	
5　活動（事業）場所（拠点）の確保が難しいこと	
6　活動（事業）に参加・従事する時間を確保できる人が少ないこと	10　その他 （具体的に　　）
	11　特に困っていることはない

問5　問4で挙げた困りごとに対して、行政（区、都）に期待や要望はありますか。（自由記入）

問4の番号	期待・要望

問6　貴団体（貴所）は、おおよそ今後10年間、活動（事業）を継続できる見通しがありますか。（〇は1つ）

1　見通しがある	2　やや不安がある 3　大いに不安がある 4　活動（事業）の終了・休止を検討している	5　わからない

→ 問7へ

問6で「2　やや不安がある」「3　大いに不安がある」「4　活動（事業）の終了・休止を検討している」と回答した団体におたずねします。

問7　活動（事業）の継続が不安・難しいと感じる主な理由を教えてください。（自由記入）

2 貴団体(貴所)の活動(事業)領域における区の状況について

問8 活動(事業)をとおして、次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか。
（〇はいくつでも）

1 大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯(ごみ屋敷)
2 高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯(老老介護)
3 近隣や地域と関りをもたない世帯(孤立世帯)
4 自宅に引きこもっている人がいると思われる世帯(ひきこもり)
5 高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支えている世帯(8050問題)
6 子育てと親の介護を一人で同時に抱えている世帯(ダブルケア)
7 未成年の子どもが家族の介護などによって、自分の時間をもてない世帯(ヤングケアラー)
8 家族の間で虐待が疑われている世帯(虐待)
9 上記以外で、深刻な課題を抱えていると思われる世帯
（具体的に ）
10 見たり、聞いたりしたことはない

問9 問8の1～9の項目の世帯を支援したことがありますか。(1つに〇)

1 はい → 問10へ

2 いいえ → 問11へ

問9で「1 はい」と回答した団体におたずねします。

問10 支援している中でどのような困りごとがありましたか。(〇はいくつでも)

1 困りごとに対応できる相談支援機関がわからない
2 他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない
3 連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない
4 本人や世帯が過去に受けていた支援内容や、支援していた機関が分からない
5 個人情報の取り扱いが難しいため、必要な情報が共有できない
6 具体的に何をすればよいかわからない
7 支援を拒否される
8 その他 （具体的に ）
9 特に困りごとはない

問11　貴団体（貴所）が活動（事業）する領域に関する区内の状況と今後の取組への意見・提案をお聞かせください。（自由記入）

※スペースが足りない場合は別紙での回答も可能（様式自由）

ア　貴団体（貴所）の活動（事業）領域における区の現状と課題 （もし、区独自の地域特性や特徴的なことがありましたら、併せてお聞かせください。）
イ　上記ア（現状・課題）を踏まえて、区や社会福祉協議会で取り組むべきこと （もし、参考となる他自治体の取組がありましたら、併せてお聞かせください。）

3 北区の地域福祉について

問12 北区の現状についてどう感じていますか。（それぞれ○は1つ）

	そう思う	どちらかといえば思う	どちらともいえない	どちらかといえば思わない	思わない
ア 区民の地域福祉への関心や参加意識が高まっている	1	2	3	4	5
イ 地域で活躍する人材が増え、活動団体の取組が活発になっている	1	2	3	4	5
ウ 地域に交流・活動・相談できる場や居場所が充実している	1	2	3	4	5
エ 地域団体（事業所）・専門機関・区役所が連携し、困りごとの解決につながっている	1	2	3	4	5
オ 誰もが相談しやすく、必要な支援を早く受けられる体制が整っている	1	2	3	4	5
カ 高齢者・障害者・子どもなどの権利が守られ、安心して暮らせる地域になっている	1	2	3	4	5
キ 必要な福祉情報が誰にでもわかりやすく届いている	1	2	3	4	5
ク 防犯・防災・バリアフリー・交通など、安全で暮らしやすいまちづくりが進んでいる	1	2	3	4	5

問13 北区で特に重要だと感じる福祉課題はありますか。（貴団体（貴所）の活動（事業）領域に限らずにお答ください。）（○はいくつでも）

1 孤独・孤立、ひきこもり
2 介護・ケア負担の問題（ヤングケアラー・ダブルケア・8050 問題等）
3 生活困窮・経済的課題
4 虐待・DV・権利侵害
5 ごみ屋敷・生活環境の課題
6 その他
（具体的に ）
7 わからない

問14 地域住民の地域活動（事業）への参加を促進するために、北区で特に重要だと感じる取組はなんだと考えますか。（○はいくつでも）

1 活動（事業）に必要な情報提供・発信の充実
2 活動（事業）に必要な知識・技術を学ぶ機会の充実
3 活動（事業）拠点・場所の確保支援
4 地域住民同士の交流・つながりづくり
5 地域活動（事業）と行政・専門機関との連携強化
6 地域福祉への理解促進と参加意識の向上
7 専門人材（CSW・福祉専門職等）による支援体制の充実
8 その他
（具体的に ）

問15　区民が福祉サービスを適切に利用できるようにするために、北区で特に重要だと感じる取組はなんだと考えますか。（○はいくつでも）

1　福祉サービスに関する情報提供の充実	6　成年後見制度・利用援助・苦情解決など権利擁護支援の充実
2　相談しやすい体制の確保	
3　支援機関・関係者の連携強化	7　見守り・避難支援・地域支援体制の充実
4　専門人材（CSW※1・福祉職等）の確保・育成	8　民生委員・児童委員・保護司等の地域支援活動（事業）の充実
5　ケアマネジメント※2・ソーシャルワーク※3機能の充実	9　その他 （具体的に　　）

※1　CSW…コミュニティソーシャルワーカーの略。地域で暮らす人々が安心して生活できるよう、困りごとや課題を抱えた人を支援する専門職のこと。
※2　ケアマネジメント…利用者の状況やニーズを踏まえた個別のケアプランを策定し、適切なサービスを提供するための調整や連携を行うこと。
※3　ソーシャルワーク…困っている人々が生活していく上で抱える問題を解決・緩和し、質の高い生活を支援する、実践的な専門職のこと。

問16　包括的な支援体制※の整備に関して、北区で特に重要だと感じる取組はなんだと考えますか。（○はいくつでも）

※包括的な支援体制…個人やコミュニティの多様なニーズに応じて、行政、医療、福祉、教育などのさまざまな機関が連携し、切れ目のない支援を提供する仕組みのこと。

1　地域福祉活動を担う人材の発掘・育成	6　地域住民・関係団体・専門機関との連携強化
2　地域住民が交流・相談できる拠点や居場所の整備	7　CSW 等の専門人材配置と、支援を調整する中核機能の強化
3　身近な地域で相談を包括的に受け止める窓口・体制の整備	8　支援に関する協議・検討の場づくり
4　相談窓口や支援制度に関する周知の充実	9　その他 （具体的に　　）
5　地域課題や支援が必要な人の早期発見・早期把握の仕組みづくり	

問17　区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、北区で特に重要だと感じる取組はなんだと考えますか。（○はいくつでも）

1　身近な相談窓口や生活支援体制の整備	6　防災・災害時支援体制の整備
2　地域で交流できる場や居場所の充実	7　バリアフリーや安全で暮らしやすいまちづくり
3　見守り・支え合い・地域ネットワークづくり	
4　買い物・移動など日常生活を支える環境整備	8　スポーツ・文化・自然など生活の質を高める環境整備
5　支援が必要な人への理解促進と必要な支援の充実	9　必要な情報が得やすい環境整備
	10　その他 （具体的に　　）

問18　区の地域福祉を進める上での意見・提案をお聴かせください。（自由記入）

ア　区民同士のつながり、地域活動（事業）に関する意見・提案
イ　区の保健・福祉に関する意見・提案

以上でアンケートは終わりです、ご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、

〇月〇日（〇）までに　お近くのポストへ投函してください。

調査の結果は〇月ごろに、〇〇にて公表予定です。

次期北区北区地域保健福祉計画　団体アンケート

区民：満18 歳以上　3,000人
団体：地域福祉にかかわる関連団体　175団体（予定）

項目・意図	問番号	設問	設問意図、活用方法等
1　貴団体の活動・運営について	問1	組織形態・活動概要	回答者・組織等の活動概要の把握
団体等の活動概要と課題を把握し、運営支援策を検討する	問2	区内での活動場所	回答者・組織等の活動概要の把握
	問3	主な活動内容	回答者・組織等の活動概要の把握
	問4	活動上の課題	課題要因・要望意見から支援策検討
	問5	課題に対する行政への期待・要望（自由記入）	
	問6	活動継続の見通し	活動継続の阻害要因から支援策検討
	問7	＃付問　活動の継続が難しいと感じる主な理由（自由記入）	
2　貴団体の活動領域における区の状況について	問8	課題を抱えている世帯の把握	地域課題の現状把握から対策検討
活動領域における区の状況を把握し、課題解決に向けた方策を検討する	問9	課題を抱えている世帯への支援の経験	支援活動で困った実例から対策検討
	問10	＃付問　課題を抱えている世帯への支援に関する困りごと	
	問11	活動する領域に関する区内の状況と今後の取組への意見・提案（自由記入）	活動領域に関する現状・課題・取組への多様な意見・提案から課題解決策検討
		ア　活動領域における区の現状と課題	
		イ　区や社会福祉協議会で取り組むべきこと	
3　北区の地域福祉について	問12	北区の現状認識（区民参加意識、人材、連携、情報、バリアフリー等）	実践者の視点からみた区の状況把握
地域福祉の項目に対する団体の認識を把握し、区の施策展開を検討する	問13	区の重要な福祉課題	実践者の視点からみた施策展開への意見から対策検討
	問14	地域活動参加促進に重要な取組	
	問15	福祉サービス利用促進に重要な取組	
	問16	包括的支援体制整備に重要な取組	
	問17	安心して暮らし続けるために重要な取組	
4　区の地域福祉について	問18	区の地域福祉意見・提案（自由記入）	区の地域福祉に対する多様な意見・提案を施策立案や個別事業の工夫・改善に役立てる
設問以外の意見を把握し、今後の施策・事業の立案・推進に活用とする		ア　区民同士のつながり、地域活動に関する意見・提案	
		イ　区の保健・福祉に関する意見・提案	

（資料７）

北区地域保健福祉計画策定スケジュール（案）

	委員会	庁内検討	議会報告・ パブリックコメント他
令和８年度 ７月	第１回 策定委員会　（7/16）		
８月			・区民アンケート調査 ・団体アンケート調査
９月			
10月			
11月		第２回 幹事会 １１月下旬（予定）	
12月	第２回 策定委員会（12月上旬） ・アンケート調査結果について ・施策体系案について		
１月		第３回 幹事会 １月下旬（予定）	
２月	第３回 策定委員会（2月上旬） ・計画骨子案について ・現行計画の総括について		
３月			
令和９年度 ４月		第４回 幹事会 ４月下旬（予定）	
５月	第４回 策定委員会（5月上旬） ・素案について		
６月			
７月	第５回 策定委員会（7月下旬） ・素案 、パブコメ実施について	第５回 幹事会 ７月中旬（予定）	
９月			■議会報告(パブコメ実施)
10月			■パブリックコメント (北区ニュース 10/1 号)
11月			
12月		第６回 幹事会 １２月下旬（予定）	
１月	第６回 策定委員会（1月上旬） ・最終案、パブコメ結果について		
２月			■議会報告(パブコメ結果、最終案)
３月			■パブリックコメント結果、計画公表(北区ニュース 4/1 号予定)